

税金の控除や減免

所得税・市県民税

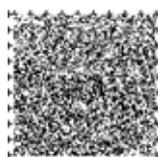
対象となる方	区分	控除額	
		所得税	市民税・県民税
①身体障害者手帳 1 級または 2 級の方 ②療育手帳 A の方 ③年齢が 65 歳以上の方で、上記①または②に準ずる者として地区保健福祉センター所長の認定を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ⑤これら①～④に該当する方が扶養親族（同一生計配偶者又は扶養親族）のときは、扶養している方	特別障害者控除	40万円	30万円
		左⑤に該当する方で、同居を常況としている場合 75万円	53万円
①身体障害者手帳 3 級～ 6 級の方 ②療育手帳 B の方 ③年齢が 65 歳以上の方で、上記①または②に準ずる者として地区保健福祉センター所長の認定を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳 2 級または 3 級の方 ⑤これら①～④に該当する方が扶養親族（同一生計配偶者又は扶養親族）のときは、扶養している方	障害者控除	27万円	26万円

所得税のお問い合わせは、いわき税務署（0246-23-2141 自動音声案内）へ
 市民税・県民税のお問い合わせは、市民税課（0246-22-7427）へ

相続税

対象となる方	控除額
法定相続人に該当する方で、上記所得税の特別障害者控除を受けられる方の①～④に該当する 85 歳未満の方です。	特別障害者控除 20万円 × (85歳 - 相続人の年齢)
法定相続人に該当する方で、上記所得税の障害者控除を受けられる方の①～④に該当する 85 歳未満の方です。	一般障害者控除 10万円 × (85歳 - 相続人の年齢)

お問い合わせは、いわき税務署（0246-23-2141 自動音声案内）へ



贈 与 税

特定障害者（特別障害者又は、特別障害者以外で一定の要件に当てはまる人）が特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を贈与により取得した場合には、その信託受益権の価額のうち6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）を限度に非課税となります。

お問い合わせは、いわき税務署（0246-23-2141 自動音声案内）へ

消費税及び地方消費税

身体に障がいがある方が使用する物品については、例えば、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、自動車等で「厚生労働大臣が指定した物品」を購入等される場合には、消費税及び地方消費税が非課税となります。（上記例示の物品で身体障がい者が購入する場合でも、厚生労働大臣が指定した物品以外のものは非課税となりません。）

＜自動車の場合は＞

自動車のメーカーが、あらかじめ身体に障がいを有する方の身体の状態に応じて、厚生労働大臣が指定した補助手段（手動装置、足動装置、車いすを使用したまま運転できるような改造座席等）を講じて製造されたものが対象となります。

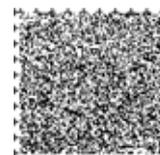
また、購入済の一般自動車を改造する場合も、身体に障がいがある方が使用する際の、補助手段の改造に係る部分の代金が非課税となります。（購入した自動車または改造した自動車を修理した場合は、当該修理のうち補助手段の修理部分のみが非課税となります）

お問い合わせは、いわき税務署（0246-23-2141 自動音声案内）へ

個人事業税

両眼の視力が0.06以下の視覚障がいがある方で、あんま・はり・きゅうなどの事業を個人で行っている方は、個人事業税が非課税となります。

お問い合わせは、福島県いわき地方振興局県税部
事業税チーム（0246-24-6032）へ



自動車税等

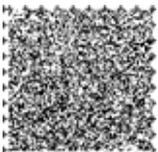
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が自動車を運転する場合、または家族の方が身体障害者手帳等をお持ちの方に代わって通院・通学・生業のために自動車を運転する場合、**対象となる障がい者1人につき1台の自動車税種別割・自動車税環境性能割(軽自動車を含む)の減免が受けられます。**

※令和元年10月1日に自動車取得税が廃止され、新たに自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割が創設されました。また自動車税についても、自動車税種別割に名称が変更となりました。

軽自動車税環境性能割については市町村税ですが、当分の間、県において賦課徴収を行いますので、軽自動車の場合は、自動車税環境性能割を軽自動車税環境性能割と読み替えてください。

I 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、**4月1日(賦課期日)現在で所有(所有権留保付の場合は使用)している自動車**について自動車税種別割の減免を受ける場合

区 分	減免の対象となる範囲	申請に必要なもの
<p>1 本人運転</p> <p>障がい者の方が所有する自動車を障がい者の方が自ら運転する場合</p>	<p>該当する障がいの程度は、14ページ(1)、(2)または表1のとおりです。</p>	<p>(1)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの【原本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■複数の手帳の交付を受けている場合は、そのすべての手帳を提示 ■精神障害者保健福祉手帳により申請する場合は、併せて「自立支援医療受給者証」も提示 <p>(2)運転される方の運転免許証の写し(両面)</p> <p>(3)自動車検査証【原本】</p> <p>※(2)は要提出 ※(1)(3)は原本提示(コピー不可)</p>
<p>2 家族運転</p> <p>障がい者等の方が所有する自動車*を、生計を同じくする方が障がい者の通学、通院、通所又は生業のために代わりに運転する場合</p> <p>※18歳未満の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者のために使用される自動車については、障がい者等と生計を同じくする方が所有する自動車でも減免が受けられます。</p>	<p>該当する障がいの程度は、14ページ(1)、(2)または15ページ表2のとおりです。</p>	<p>(1)障がい者の世帯全員の住民票の写し【原本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■世帯主との続柄が記載されているもの ■住民票の有効期限は、発行日から2か月間です。 <p>※障がい者の方と生計を一にする別居の家族の方が当該障がい者の方のために運転する場合、生計を同じくしていることが確認できる書類等の提出がある場合は、生計同一とみなし、減免対象となります。必要書類等詳しくは福島県いわき地方振興局県税部自動車税チームへお問い合わせください。</p> <p>(2)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの【原本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■複数の手帳の交付を受けている場合は、そのすべての手帳を提示 ■精神障害者保健福祉手帳により申請する場合は、併せて「自立支援医療受給者証」も提示 <p>(3)運転される方の運転免許証の写し(両面)</p> <p>(4)自動車検査証【原本】</p> <p>※(1)(3)は要提出 ※(2)(4)は原本提示(コピー不可)</p>



<p>3 常時介護者運転</p> <p>障がい者の方が所有する自動車*を、常時介護している方が障がい者の通学、通院、通所や生業のために一年以上継続して週3日以上にわたり運転する場合</p> <p>※18歳未満の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者のために使用される自動車については、障がい者等と生計を同じくする方が所有する自動車でも減免が受けられます。</p>	<p>該当する障がいの程度は、14ページ(1)、(2)または15ページ表2のとおりです。</p>	<p>(1)常時介護証明書【原本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各地区保健福祉センターで発行しています。詳しくは各地区保健福祉センターにお問い合わせください。 ■常時介護証明書の有効期限は、2か月間です。 <p>(2)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの【原本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■複数の手帳の交付を受けている場合は、そのすべての手帳を提示 ■精神障害者保健福祉手帳により申請する場合は、併せて「自立支援医療受給者証」も提示 <p>(3)運転される方の運転免許証の写し(両面)</p> <p>(4)自動車検査証【原本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※(1)(3)は要提出 ※(2)(4)は原本提示(コピー不可)
--	--	--

◎申請場所・問合せ先

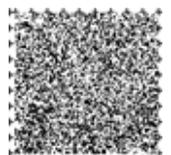
福島県いわき地方振興局県税部（自動車税チーム）
住所：平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎1階
電話：0246-24-6025

◎提出期限

- (1) 身体障害者手帳等の交付が4月1日より前の場合 …… 納期限まで
※納期限後に申請書が提出された場合は、申請日の翌月以後の月数に応じて税額の月割相当額を減免し、申請日の属する月までの自動車税種別割については納付が必要となります。
- (2) 身体障害者手帳等の交付が4月1日以降の場合 …… 当該年度の2月末日まで
※申請日の翌月以後の月数に応じて税額の月割相当額を減免し、申請日の属する月までの自動車税種別割については納付が必要となります。

◎その他

- ※減免の申請ができるのは、あくまでも自動車税種別割の納税義務がある場合となりますのでご注意ください。
- ※戦傷病者手帳の交付を受けている方も減免の対象となる場合がありますので、詳しくは福島県いわき地方振興局県税部自動車税チームへお問い合わせください。



◎身体障がい者等の減免の対象となる障がいの範囲

- (1)療育手帳の交付を受けている方：療育手帳に「A」の障がいの表示がある場合
- (2)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方：精神障害者保健福祉手帳に「1級」の表示があり、かつ、自立支援医療（精神通院医療）を利用している場合
- (3)身体障害者手帳の交付を受けている方：表1、2に該当している場合

表1 本人運転

(が該当する障がいです)

障がいの区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい							
聴覚障がい							
平衡機能障がい							
咽頭摘出による音声機能障がい							
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能						
	移動機能						
心臓、じん臓、呼吸器、小腸ぼうこう、または直腸機能障がい							
免疫の機能障がい							
肝臓機能障がい							

※ 二区分以上の障がいがある場合は、総合判定による級別により判断します。

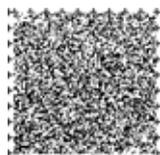
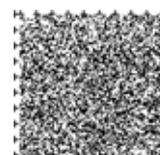
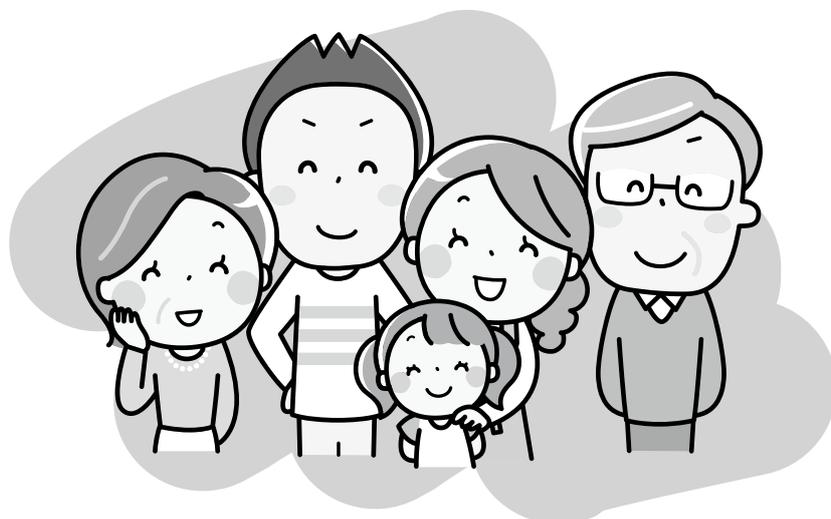


表2 家族運転、常時介護者運転

( が該当する障がいです)

障がいの区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい							
聴覚障がい							
平衡機能障がい							
咽頭摘出による音声機能障がい							
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							
乳幼児期以前の 非進行性脳病変による 運動機能障がい	上肢機能						
	移動機能						
心臓、じん臓、呼吸器、小腸 ぼうこう、または直腸機能障がい							
免疫の機能障がい							
肝臓機能障がい							

※ 二区分以上の障がいがある場合は、総合判定による級別により判断します。



II 新車を購入（新規登録）する場合又は一時抹消登録されている中古車（ナンバーなし）を購入する場合、年度の途中で中古車（ナンバーあり）を購入する場合（自動車税環境性能割が課される場合）

減免の取り扱いについては、下表のとおりです。

既に減免を受けている自動車の有無	既に減免を受けている自動車の処理	取得する自動車		減免の可否	
				自動車税種別割	自動車税環境性能割
なし	/	新 車		○	○
		中古車	ナンバーなし	○	○ (注2)
			ナンバーあり	課税なし (注1)	○ (注2)
あり	抹消登録	新 車		○	○
		中古車	ナンバーなし	○	○ (注2)
			ナンバーあり	課税なし (注1)	○ (注2)
	移転登録 (名義の変更)	新 車		× (翌年度から)	○
		中古車	ナンバーなし	× (翌年度から)	○ (注2)
			ナンバーあり	課税なし (注1)	○ (注2)

(注1) 自動車税種別割は、当該年度の4月1日現在の所有者に課税されるので、県内または県外ナンバー付の中古車を取得した場合は、課税済となっており、当該年度は課税されません。

(注2) 取得価額（課税標準額）が50万円以下の中古車の場合には、自動車税環境性能割が課税されません。

◎申請場所・問合せ先

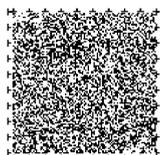
福島県いわき地方振興局内郷出張所
住所：内郷綴町舟場1-138 いわき自動車会館内
電話：0246-27-5877

◎その他

- ※ 自動車税環境性能割については、自動車登録後に申請書が提出された場合、減免することはできません。
- ※ 現在減免を受けている自動車に替えて新たに自動車を取得して減免する場合は、**替わりの自動車を登録するまでに**現在減免を受けている自動車の抹消登録等の手続きを行った上で、減免申請を行ってください。（移転登録の場合は、当該年度の自動車種別割は対象となりませんのでご注意ください。）
- ※ 制度の詳しい内容は福島県ホームページ内「身体等に障がいのある方のための自動車税等の減免についてのお知らせ」をご覧ください。
- ※ 自動車を使用しなくなったため、現在減免を受けている自動車を新たな自動車に替えることなく名義変更または抹消した場合は、特に手続きは必要ありません。

お問い合わせは、福島県いわき地方振興局県税部
自動車税チーム（0246-24-6025）へ

常時介護証明書のお問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ



軽自動車税（種別割）

対象となる方は、自動車税種別割の減免を受けられる方と同じです。
(12～16ページを参照してください。)

区 分	申請に必要なもの
1 本人運転	①軽自動車税（種別割）納税通知書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 戦傷病者手帳 ③運転免許証 ④車検証（電子車検証の場合には、併せて自動車検査証記録 事項）または標識交付証明書
2 家族運転	「1 本人運転」に同じ (生計同一証明書は必要ありません)
3 常時介護者運転	「1 本人運転」で必要なもの(①～④)に加え、「自動車税 種別割等に係る常時介護証明書」が必要となります。 (証明書は各地区保健福祉センターで発行しています。詳しく はお住まいの地域の地区保健福祉センターにお問い合わせくだ さい。)

◎軽自動車税（種別割）の減免申請の注意点

- ・障がい者1人につき車両1台です。自動車税種別割で減免を受けている場合、軽自動車税（種別割）の減免は受けられません。
- ・軽自動車税環境性能割と軽自動車税（種別割）では手続き窓口が異なります。軽自動車税環境性能割の減免をしても、自動的に軽自動車税（種別割）が減免になることはありません。
- ・減免の申請期間は、納付書発送（5月の初平日）から納期限の7日前までとなっており、期日を過ぎると、手続きができなくなります。
- ・軽自動車税（種別割）の減免は、毎年申請が必要です。
- ・身体障がい者等の基準日は、当該年度の4月1日です。

お問い合わせは、市民税課市民税第三係（0246-22-7428）へ

